

## 「新型コロナウイルスに関連した感染症への注意喚起」（その5）

### 【ポイント】

- 3月18日（水）11：00現在、東ティモールでの感染者確定例に関する情報は  
ありません。
- 東ティモールでは、感染者確定例がないものの、世界的な感染拡大を踏まえ、16  
日（月）、大統領に「非常事態」を宣言するよう求める閣議決定を行いました。な  
お、非常事態宣言が発出されるか否かは不明であり、発出される場合においてもそ  
の具体的な措置は明らかにされていません。
- 3月17日（火）、インドネシア外務省は、新型コロナウイルスの感染拡大を受  
け、追加的な入国規制措置を発表しました。これにより、インドネシアに入国する  
全ての外国人（デンパサールを経由し第3国（日本を含む）へ移動する場合も含  
む）は、インドネシア入国査証の事前取得が必要となりました。また、入国時健康  
診断書の提示も求められています。同措置は、3月20日（木）午前0時より発動  
されます。
- また、東ティモールに就航する国際便の減便情報や、インドネシア以外の乗継空港  
での入国規制措置の情報に引き続き十分に注意してください。

### （本文）

#### 1 インドネシアの入国規制措置について

（1）3月17日（火）、インドネシア外務省は、新型コロナウイルスの感染拡大を受  
け、追加的な入国規制措置を発表しました。これにより、インドネシアに入国する全  
ての外国人は、インドネシア入国査証の事前取得が必要となり、日本人がデンパサー  
ルを経由し日本に帰国する場合も、当地インドネシア大使館でインドネシア入国査証  
（トランジット・ビザ）を申請し取得する必要があります。

（2）また、今回の措置では、到着空港で健康診断書の提示が必要となりました。何  
れの同措置は、3月20日（木）午前0時より発動されます。

（3）当地インドネシア大使館に確認しところ、査証（短期ビザ）申請に必要な書類  
として、①旅券、②写真2枚（3cm×4cm、背景赤色）、③東ティモールの滞在許可  
（旅券内にある滞在許可）、④帰国のための航空券（Eチケット）、⑤健康診断書（ギ  
ド・バラダレス国立病院（ディリ国立病院）で発行されたもの）で、査証申請から発  
給までの期間は2～3日、発給手数料は50米ドル、です。

インドネシアの入国査証申請につき不明な点は、在東ティモール・インドネシア大  
使館：+670—3317107／3311109 にお問い合わせください。

(4) 当地医療機関での健康診断書の取得については、現在ギド・バラダレス国立病院（ディリ国立病院）からの情報入手に努めており、具体的な手続き等につきましては、判明次第あらためてお知らせします。

(5) インドネシアに関する情報は、以下のURLからもご覧いただけます。

- 在インドネシア日本国大使館

[https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

- 在デンパサール日本国総領事館

[https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

## 2 シンガポール便の減便及び入国規制措置

(1) 東ティモールに就航しているシンガポール直行便（エア・ティモール（ブータン航空による運航））が、3月15日付けで減便が決定し、木曜日及び日曜日の週2回であったものが、日曜日のみの週1便となりました。

(2) シンガポールにあつては、同保健省は更なる海外からの流入症例を防止するための措置として、3月16日深夜より、過去14日以内に、日本・ASEAN諸国・スイス・英国への渡航歴を持つ全ての旅行者に、自宅待機（ホテル等を含む）や外出禁止措置を行っています。東ティモールはASEAN諸国ではありませんが、引き続きシンガポール政府の措置を注視していく必要があります。

- 在シンガポール日本国大使館

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

- シンガポール保健省

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-prevent-further-importation-of-covid-19-cases>

## 3 オーストラリア政府の入国規制措置について

オーストラリア政府は、15日深夜から、全ての海外からオーストラリアに渡航する者に対し、14日間の自己隔離措置を求めています。ダーウィンへは、東ティモールからの直行便が就航していますが、ダーウィンを経由し第三国へ乗り継ぐ場合は乗継期間空港に留まるか、自ら確保した宿泊先で自己隔離とする必要があります。例えば、ダーウィンより国内便を利用し、オーストラリア国内の国際空港から日本への国際便に乗り継ぐ場合も、各空港で同様の措置が求められます（当地オーストラリア大使館による説明では、乗り継ぎのみの場合は14日間の自己隔離措置は適用されない由）。

オーストラリアに入国する場合は、ETA（Electronic Travel Authority）に事前に登録する必要があります。

- 在オーストラリア日本国大使館

[https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consulate.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html)

●豪内務省新型コロナウイルスに関する入国規制措置

<https://www.homeaffairs.gov.au/news-media/current-alerts/novel-coronavirus>

●ETA登録WEBサイト

<https://www.eta.homeaffairs.gov.au/ETAS3/etas?locale=ja&submit=cancel>

※ 日本大使館では今後も関連情報がある場合は、引き続き領事メールを発送しお知らせしていきますが、在留邦人の皆様におかれても、関連情報に引き続き留意してください。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○ 渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

○ 参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

- ・フリーダイヤル：0120-565653（日本国内からのみ繋がる）
- ・外国からかける場合：+81-3-3595-2176（日本語、英語対応可）
- ・対応時間：日本時間の9:00～21:00（土日含む）

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所：Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話：(国番号 670) 332-3131～2 緊急電話：7723-1127

ホームページ：<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール：[ryoji.timor-leste@go.jp](mailto:ryoji.timor-leste@go.jp)

(了)